

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 1 日

西会津町長 薄 友 喜

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西会津町下小島地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 0 経営体

個人 4 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 中心的担い手を主体に法人化を進め、その法人組織に農地の集積を進めながら、中山間地域等直接支払事業及び農地・水事業に基づき適切に管理していくとともに、担い手の育成と集落営農の推進を図っていく。
- ・ ブルーベリー栽培や加工、施設園芸（きゅうり、アスパラガス）などの取り組みを発展させるとともに、体験農園や観光農園といった新たな取り組みを織り交ぜながら、農地の有効利活用と農業所得の向上を図っていく。